

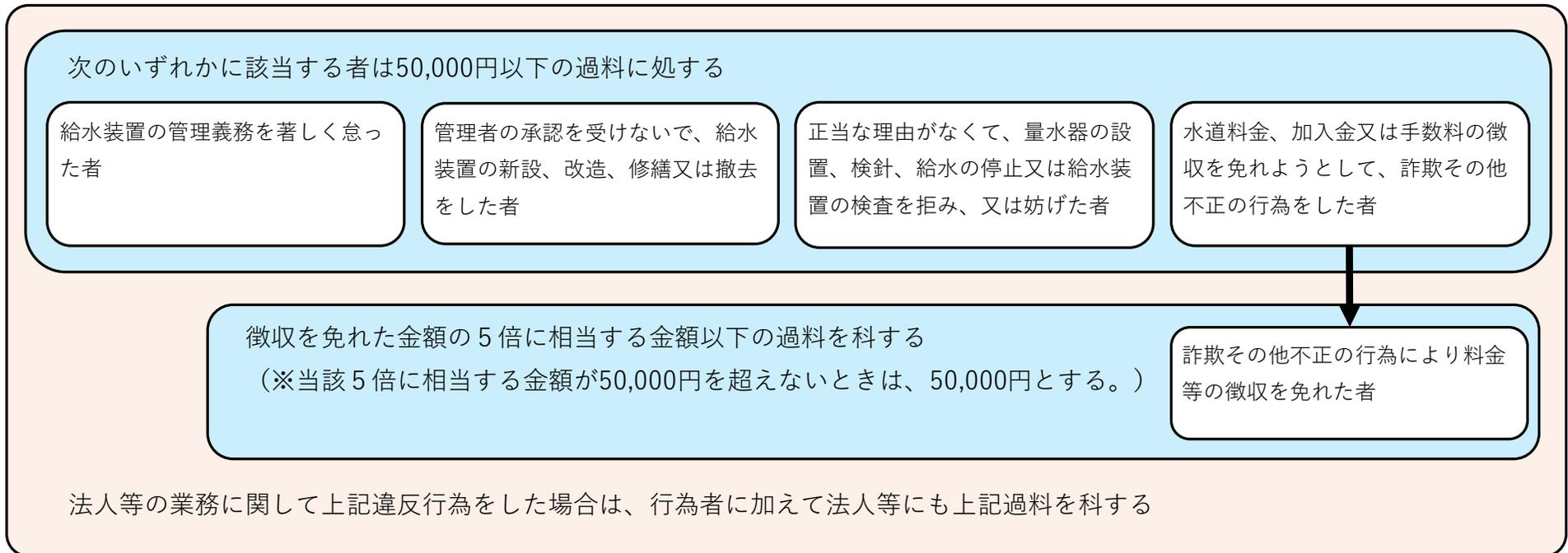
金沢市水道給水条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

水道事業における適正な給水を更に推進するため、承認を受けずに給水装置の新設を行った者等を過料に処する規定を整備します。

2. 改正の内容

次に該当する者に、過料を科す規定を追加します。



3. 施行日

令和8年6月1日

4. 罰則の対象となり得る過去にあった違反行為の実例

① 水道メーターの一次側（道路側）で漏水が発生（市が無償修理を行う範囲外^(注)）し、給水装置の所有者に修理をするように再三指導したが、修繕を拒否し、長期間にわたって漏水を放置した。

（注）道路（敷地境界）から1 m程度までの範囲で発生した屋外の給水装置の漏水は、市が無償で漏水を修理する。

② 水道水の配管系統に井戸水の配管を直結（クロスコネクション）させて井戸水を使用したため、井戸水が水道配管に逆流した。

③ 住宅新築工事において、給水装置工事申請をせず、給水装置工事を実施し、検査を受検しないまま建築物の引き渡しを行った。発覚後も、市からの再三の指導にも関わらず、工事申請、完了届の提出、検査の受検を拒み、長期間にわたり放置した。

④ 新築集合住宅の給水装置工事の申請をしたが、水道法や市の基準に違反する内容であったため、管理者の承認を受けられなかった。工事業者は、基準に適合するように修正することなく、給水装置工事を行い、市の基準に違反する増圧ポンプ設備を無断で設置して建築物の引き渡しを行った。増圧ポンプの設置により、周辺の水道水の供給に支障がある可能性があった。

⑤ 住宅新築工事において、給水装置工事を完了したが、完了届を提出せず、給水装置の検査を受検しないまま建築物の引き渡しを行った。市からの再三の指導にも関わらず、完了届の提出と検査の受検を拒み、長期間にわたり放置した。

⑥ 料金滞納により、給水停止したが、盗水防止キャップを破壊して、元栓を開き水道を使用した。

- ⑦ 水道メーターの検満取替業務の委託業者に、業務の代償に無関係の水道工事を無償で行うよう要求し、取替業務を妨害した。
- ⑧ 水道のメーターボックス上を資機材置き場にし、水道メーターの検針等の業務ができない状態にし、再三の是正指導にも関わらず、資機材の撤去や水道メーターの移設を拒み、検針等の業務を妨げた。
- ⑨ 水道休止中であった新築住宅において、水道開栓の申込みを行ったが、予定よりも1日早く水道を使用したくなったことから、開栓作業の臨時検針で無断使用が発覚しないように、公設メーターを取り外して代わりに私物メーターを接続したうえで、元栓の封印を破り、水道を使用しようとしたところ、開栓業務の委託業者に発見された。
- ⑩ 市に無届（管理者の承認を受けない）で新築集合住宅の給水装置工事を行い、既設の公設メーターの引き込みから分岐して引水し、私設メーターを設置して入居者に水道を使用させ、市からの水道料金の徴収を免れた。その際、私設メーターが設置されたメーターボックスの蓋をボンドで接着し、発覚を逃れようとした。
- ⑪ 井戸水を使用していた商業ビルにおいて、井戸の水質悪化に伴い、市に無断で上水道から引水する工事を行った。また、工事箇所をコンクリートで覆い容易に発覚できないよう隠蔽して、長期間にわたって水道料金の徴収を免れた。

※上記の例は、罰則の対象となる違反行為の例であり、実際の罰則の適用にあたっては、その違反行為を行った理由や悪質性等の事情を勘案して、事例ごとに慎重に判断します。